

各支援機関の施策情報やセミナー情報など、企業の皆様や創業者のお役に立つ情報を配信します。

※各ホームページのURLについては、日々情報が更新されておりますので、こまめにご確認いただくことをおすすめします。

■ 目 次 ■ -----

- 【1】 岸和田市内の事業所のデジタル化を支援します（市）
- 【2】 展示会等販路拡大を支援します（市）
- 【3】 産業人材の育成を支援します（市）
- 【4】 創業者の販路開拓を支援します（市）
- 【5】 大規模展示商談会への出展を後押しする『出展支援事業』募集中！（府）

■ 各 情 報 ■ -----

【1】 -----

岸和田市内の事業所のデジタル化を支援します（市）

岸和田市内の事業者が実施する、ポストコロナ・ウィズコロナ時代を見据えた事業所等のデジタル化を支援します。

【募集期間】

令和4年6月15日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有する事業者であること（ただし、大企業及び一部の特定非営利活動法人を除く）
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予の許可を受けている場合を除く。）
- ・ 岸和田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：1事業者1年度につき、50万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の3分の2（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式は以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/digital-hozyokinn.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課（072-423-9485）

【2】 -----

展示会等販路拡大を支援します（市）

市内の中小企業者や中小企業交流団体が、販路開拓のために行う市外の展示会への出展など、その費用の一部を補助します。

【募集期間】

随時受付を行っております。

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 市内に営業所、事業所、工場等を有する中小企業者で、同一事業を1年以上行っている者。
- ・ 市内に営業所、事業所、工場等を有する中小企業者が構成員の過半数を占める中小企業交流団体で、活動を1年以上行っている者。
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予の許可を受けている場合を除く。）
- ・ 岸和田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：1事業者1年度につき、20万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

※ただし、岸和田ビジネスサポートセンターKishi-Bizでの相談による新サービス
新商品に係る場合は、3分の2以内とする。

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式は以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/tenjikai.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課（072-423-9485）

【3】 -----

産業人材の育成を支援します（市）

市内の中小企業者や中小企業交流団体が当該事業所に勤務する従業員等に対して実施する研修事業にかかる費用の一部を補助します。

【募集期間】

随時受付を行っております。

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 市内に営業所、事業所、工場等を有する中小企業者で、同一事業を1年以上行っている者。
- ・ 市内に営業所、事業所、工場等を有する中小企業者が構成員の過半数を占める中小企業交流団体で、活動を1年以上行っている者。
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予の許可を受けている場合を除く。）
- ・ 岸和田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定す

る暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

※ただし、対象事業がIT関連人材育成とする場合は、補助率を3分の2以内とする。

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式は以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/jinzaiikusei.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課（072-423-9485）

【4】 -----

創業者の販路開拓を支援します（市）

創業を予定している方、創業後5年未満の事業者に対し、創業に係る費用及び販路開拓に係る費用の一部を補助します。

【募集期間】

随時受付を行っております。

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 市内で創業を予定する個人、創業後5年未満の個人又は設立後5年未満の法人であること。

※ただし、法人化等事業の引継ぎを受けた事業者は受けた先の事業年数を合算する。

- ・ 本市で創業し（営業所、事務所、工場等を有し）、営利を目的とする事業者であること。
- ・ 岸和田市創業支援等事業計画における特定創業支援等事業による支援を受けているか、岸和田ビジネスサポートセンターKishi-Bizで創業に関する経営相談を

受けていること。

- ・ 許認可等を要する事業を営む者については、許認可等を受けていること、または当該許認可を受けることが確実に見込まれること。
- ・ 過去に旧岸和田市創業時販路開拓支援事業補助金及び「がんばる岸和田」企業経営支援事業補助金（区分：創業・起業）の交付を受けていない者。
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予の許可を受けている場合を除く。）
- ・ 岸和田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：1事業者につき、10万円
- ※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式は以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/hanrokaitaku.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課（072-423-9485）

【5】-----

大規模展示商談会への出展を後押しする『出展支援事業』募集中！
（府）

国内で開催される大規模な展示商談会を活用し、販路開拓をめざす大阪のものづくり中小企業に対して、販路開拓に必要な技術や知識等を習得するための講習会と出展に対する経費補助を行います。

1 事業内容

- (1) 出展講習会の実施
- (2) 出展に係る経費の一部補助

25万円を上限として補助対象経費（小間料金及び装飾経費）の2分の1以内を

補助

(3) 出展前後における課題解決アドバイスの実施

2 対象展示商談会及び応募方法

補助する展示商談会を指定しています。

対象となる展示会及び応募方法は、下記ホームページをご確認ください。

また、要綱及び募集要項を必ずご確認ください。

3 応募期間

<令和4年10月から12月開催>

令和4年3月25日（金曜日）から令和4年7月29日（金曜日）まで【必着】

<令和5年1月から2月開催>

令和4年3月25日（金曜日）から令和4年10月28日（金曜日）まで【必着】

4 ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/mono/shuttenshien/index.html>

【問い合わせ先】

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）

大阪府 商工労働部中小企業支援室

ものづくり支援課 販路開拓支援グループ（出展支援事業）

〒577-0011 東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪北館1階

Tel 06-6748-1066 Fax 06-6748-1062

編集・発行 岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 事業者支援担当

Tel : 072-423-9485（事業者支援担当直通）

Email : sangyo@city.kishiwada.osaka.jp

- ※ 各情報の詳細や申込については、それぞれの本文中の URL やお問い合わせ先までご確認をお願いいたします。
- ※ 配信先の変更・配信停止、また、ご意見・ご要望等については、上記メールアドレスまでご連絡下さい。
- ※ 岸和田市企業支援メールマガジンは、原則として月に1回の発行です。